

平成26年度運用状況 目次

情報公開制度

情報公開制度の運用状況

1	情報公開請求の概要	1
2	公開手数料等の歳入	3
3	情報公開請求件数	5
4	情報公開請求の所管別内訳	6
5	情報公開請求の状況	7

情報公開運営審議会の状況

1	情報公開運営審議会委員	26
2	審議会の開催内容	26

	情報コーナーでの刊行物販売	28
--	---------------	----

個人情報保護制度

個人情報保護制度の運用状況

1	個人情報保護制度の概要	30
2	写しの作成費用等の歳入	32
3	個人情報保護に関する条例運用状況	32
(1)	個人情報に係る業務の新規届出	32
(2)	個人情報に係る業務の変更・廃止届出	32
(3)	個人情報に係る本人以外収集の諮問	33
(4)	個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報の収集の諮問	33
(5)	個人情報に係る目的外利用の諮問	34
(6)	個人情報に係る外部提供の諮問	36
(7)	通信回線を使った電子計算機結合による個人情報の外部提供の諮問	36
(8)	請求受付件数	37
(9)	請求に対する決定	37
(10)	不服申立て件数	37
(11)	不服申立てによる決定件数	37
(12)	外部委託処理に係る諮問	38
4	個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数	42

5	個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳	43
6	個人情報の開示・訂正等請求の状況	44

個人情報保護運営審議会の状況

1	個人情報保護運営審議会委員	56
2	審議会の開催内容	57

情報公開・個人情報保護不服審査会

情報公開・個人情報保護不服審査会の状況

1	情報公開・個人情報保護不服審査会委員	59
2	審査会の内容	59
3	諮問等の状況	59
4	答申の状況	60

平成26年度個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の概要

東村山市個人情報保護に関する条例は、個人の人格的権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的としています。

平成26年度の個人情報開示等請求数は37件で、この5年間で徐々に件数が増えています(22年度24件、23年度29件、24年度28件、25年度35件)。今年度の請求の約4割が「自分の住民票・戸籍証明書・印鑑登録証明書を自分以外の誰かが取得していないか調べてほしい」というものでした。

(1) 個人情報(条例第2条第1号)

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、個人が識別され又は識別され得るものであり、実施機関が保有する公文書に記録されたものをいいます。

「個人に関する情報」とは、住所、氏名、性別、生年月日はもとより職業、電話番号、国民年金手帳や国民健康保険証の番号、個人の思想・信条、身体的特性、健康状態、成績、財産、収入状況、家族状況など個人の属性に関する全ての情報が該当します。

(2) 個人情報を取り扱う市の実施機関(条例第2条第3号)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の各機関が条例上の実施機関です。

(3) 個人情報の収集制限と届出制度(条例第5条～第6条)

直接収集の原則

個人情報の収集をするときは、本人から直接収集することが原則となっています。

必要最小限の収集

個人情報を収集する場合は、業務の目的を明確にし、法令等に基づく届出、申告等必要最小限の範囲で、適法かつ公正に収集することになっています。

要注意情報の収集禁止

宗教等に関する個人情報、表現の自由に関する個人情報、社会的身分に関する個人情報、犯罪及び懲罰に関する個人情報、その他個人的な秘密を侵すおそれのあるものは、原則として収集できません。

業務の届出

実施機関が新たに個人情報に係る業務を開始しようとするときは、業務の名称、開始年月日、利用目的、対象となる個人の範囲、記録項目、保存方法、保存期間を市長に届け出て承認を得なければなりません。市長は届出を承認したときは個人情報保護運営審議会に報告し、告示及び総務課情報公開係で公表することになっています。

(4) 個人情報の利用等の制限(条例第7条・第9条・第10条・第22条)

目的外利用及び外部提供の制限

個人情報とは、原則として本来の収集目的以外で利用することはできません。目的外の利用ができるのは、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、法令等に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由があるとき等に限られます。

市の実施機関以外への情報提供も、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、本人の生命等に対する危機回避の必要があるとき、国・独立行政法人等への提供で、法令に定める事務の遂行に必要な限度で利用されるとき等を除き行うことができません。

電子計算機による事務処理の禁止

個人の思想、信条、差別の原因となる情報、犯罪及び懲罰に関する情報といった個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報は、電子計算機処理ができません。

通信回線による電子計算機の結合による外部提供の制限

通信回線に電子計算機を結合して個人情報を外部提供するときは、法令に特別な定めがあるとき、本人の同意を得たときを除き、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければなりません。

外部委託の制限

個人情報を取扱う事務を外部に委託しようとするときは、あらかじめ委託内容や条件について運営審議会の意見を聴くことが必要で、契約の際には個人情報保護のために必要な措置(契約書に秘密保持義務、第三者への情報提供禁止規定を盛り込む等)を講じなければなりません。

受託者に対しては、受託した業務の個人情報を市の許可なく複製・加工等をしてはならないほかに、受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用してはならないことを規定しています。

(5) 自己情報に関するコントロール権(条例第11条・第12条・第13条・第14条)

市民は、市が保有している自己に関する情報に関して次の請求権が認められています。請求は総務課情報公開係で受け付けます。

開示の請求

自己に関する情報の開示請求をすることができます。

訂正の請求

自己に関する情報に誤りがあるときは、訂正請求をすることができます。

消去の請求

自己に関する情報が、条例第6条の規定による収集の制限を超えて収集されたときは、消去請求をすることができます。

目的外利用及び外部提供の中止の請求

自己に関する情報が、条例第7条の規定に基づかずに目的外利用又は外部提供されたときは、目的外利用又は外部提供の中止請求をすることができます。

(6) 救済措置(条例第19条)

自己情報の開示、訂正、消去及び目的外利用・外部提供の中止の各請求に対する

市の決定について不服のある場合は、実施機関に対して行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができます。

不服申立てがあった場合、実施機関は第三者機関である情報公開・個人情報保護不服審査会に諮問し、その答申を尊重して不服申立てに対する決定を行います。

2 写しの作成費用等の歳入

条例第18条により、個人情報の開示に係る手数料は無料となります。写しの作成及び送付に要する実費徴収額として、請求者から納付された金額は下記のとおりです。

写しの作成及び送付に要する実費として納付された額

種 別	金額（円）
作成費用 （白黒コピーでA3まで1枚10円。その他のサイズは作成代の実費）	2,220
送付費用（郵送代の実費）	0
合 計	2,220

3 個人情報保護に関する条例運用状況

(1) 個人情報に係る業務の新規届出(条例第5条第1項) 0件

(2) 個人情報に係る業務の変更・廃止届出(条例第5条第2項) 0件

(3) 個人情報に係る本人以外収集の諮問(条例第6条第1項第5号)

1件

No.	諮問件名	収集する個人情報	収集する理由	収集する相手	諮問年月日	答申	所管課名
1	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業(個人情報の収集・目的外利用・外部提供)	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者の基礎年金番号、年金コード、氏名、住所、生年月日、性別 ・原子爆弾被爆者医療特別手当等受給者・毒ガス障害者特別手当等受給者・新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済のための給付金受給者の氏名、住所、生年月日、性別 ・施設入所等児童の加算要件手当等の受給情報 	<p>臨時福祉給付金は、老齢基礎年金・障害基礎年金等の受給者に5千円の加算がある。この加算要件に該当するか否かを確認するために、日本年金機構・東京都・厚生労働省から加算対象年金等の受給者リストの提供を受ける。</p> <p>施設入所等児童についても、住民票所在地の市区町村から、加算要件に該当するか否かの情報提供を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構(老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者リスト) ・東京都(原子爆弾被爆者医療特別手当等の受給者リスト) ・厚生労働省(毒ガス障害者特別手当等受給者・新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済のための給付金受給者リスト) ・施設入所等児童の住民票所在地市区町村(加算要件手当等の受給情報) 	H26.4.21	可	東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部

(4) 個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報の収集の諮問(条例第6条第2項)

0件

(5) 個人情報に係る目的外利用の諮問(条例第7条第1項第4号)

4件

No.	諮問件名	利用する個人情報	目的外利用をする理由	諮問 年月日	答 申	所管 課名
1	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業(個人情報の収集・外部提供・目的外利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年1月分の児童手当受給者・支給対象児童の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、児童手当の振込先口座番号 ・平成26年1月分の児童扶養手当受給者・特別児童扶養手当受給者・障害児福祉手当受給者・特別障害者手当受給者・経過的福祉手当受給者・予防接種による健康被害者に対する手当受給者の氏名、住所、生年月日、性別 ・給付金支給基準日以降の措置入所等障害・高齢者の氏名、生年月日、性別、入所等年月日、退所等年月日、代理申請に対する支給停止処理結果 	<p>臨時福祉給付金は、児童扶養手当・特別障害者手当等の受給者に5千円の加算がある。この加算要件に該当するか否かを確認するために、子ども総務課・障害支援課・子育て支援課が保有する加算対象手当の受給者情報を利用する。</p> <p>虐待等を受けたことにより施設に措置入所している障害・高齢者については、給付金支給要件を確認するために高齢介護課・障害支援課が保有する左記情報を利用する。</p>	H26.4.21	可	東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部
2	老人クラブ補助対象会員名簿の住民基本台帳との照合業務(住民基本台帳情	各クラブから提出された補助対象会員名簿・補助対象会員異動届に記載されている方の住民基本台帳上の氏名、性別、生年月日、住所	老人クラブ運営費の補助金額算定には各クラブの会員数を正確に把握する必要があるため、会員名簿・会員	H26.9.3	可	高齢介護課

	報の目的外利用)		異動届に書かれた氏名、住所等の照合に住民基本台帳を利用する。			
3	東村山市くらし・しごとサポートセンター 運營業務委託及び 就学援助世帯情報の 目的外利用	学務課が保有する下記情報 就学援助世帯の生徒及び保護者氏名、生徒の生年月日、世帯構成(同居家族の構成、続柄、氏名、年齢)、電話番号、住所、学校名、学年	中学生のいる就学援助世帯に電話や家庭訪問を行い、生活困窮世帯の中学生に対する学習支援事業の利用を勧めるために、学務課が保有する左記情報を利用する。	H27.3.20	可	生活福祉課
4	国保データベースシステム利用に係る 個人情報 の目的外 利用及びシステム 運用管理業務委託	国民健康保険被保険者に関する以下の情報 被保険者証の記号・番号、住民基本台帳システム上の個人番号、被保険者氏名、郵便番号、住所、電話番号、レセプトに記載された情報(疾病名、受診医療機関名、診療・調剤の記録)、健診の受診券整理番号、健診結果、特定保健指導結果 介護保険被保険者に関する以下の情報 被保険者番号、被保険者氏名、郵便番号、住所、電話番号、介護保険給付の利用実績、介護保険被保険者のうち国民健康保険加入者の被保険者証の記号番号・住民基本台帳システム上の個人番号	国保データベースシステムから地域における健康課題を把握するための統計情報を得るために、保険年金課・高齢介護課・健康課でそれぞれ保有している「医療(国保)、介護保険、健診のデータ」を相互利用する。	H27.3.20	可	保険年金課 高齢介護課 健康課

(6) 個人情報に係る外部提供の諮問(条例第7条第2項第6号)

1件

No.	諮問件名	提供先	外部提供する個人情報	外部提供理由	諮問 年月日	答申	所管 課名
1	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業(個人情報の収集・外部提供・目的外利用)	施設入所等児童の施設所在地の市区町村及び措置等自治体	入所者の氏名、性別、生年月日、入所・退所等年月日、措置等自治体名、施設所在地の市区町村名、住民票所在地の市区町村名、子である児童が同一施設に入所しているか否か、給付金の支給決定状況、給付金加算措置の対象となる年金・手当等の受給の有無、入所者の属する世帯が市町村民税非課税世帯か否か	他市区町村にある施設に入所等している児童が東村山市に住民票を置いている場合、当該児童の年金・手当等の受給情報は東村山市が保有している。臨時福祉給付金の加算要件確認のために、施設所在地の市区町村から上記について照会があった場合に提供する。 また、給付金支給基準日の翌日以降に施設入所等となった児童の給付金支給要件確認のために、保護者の課税情報について施設所在地の市区町村から照会があった場合に提供する。	H26.4.21	可	東村山市 臨時福祉 給付金事 業等実施 本部

(7) 通信回線を使った電子計算機結合による個人情報の外部提供の諮問(条例第10条第3号)

0件

(8)請求受付件数(条例第11条第1項、第12条、第13条、第14条) 37件

個人情報の開示等の請求	37件
同 訂正の請求	0件
同 消去の請求	0件
同 目的外利用・外部提供中止の請求	0件

(9) 請求に対する決定(条例第16条) 37件

開示件数	20件
部分開示件数	7件
非開示件数(個人情報不存在を含む)	8件
存否応答拒否件数	0件
却下件数	0件
取下げ件数	2件

(10)不服申立て件数(条例第19条第1項) 0件

(11)不服申立てによる決定件数(条例第19条第2項) 0件

(12)外部委託処理に係る諮問(条例第22条第1項)

15件

No.	諮問件名	委託先	委託内容	諮問年月日	答申	所管課名
1	先天性風しん症候群対策業務委託	公益社団法人東村山市医師会	希望する市民に風しんの抗体検査を行い、免疫保持状況を確認する。免疫が不十分だった方には予防接種を行う。抗体検査と予防接種の両業務を委託する。	H26.4.21	可	子育て支援課
2	臨時福祉給付金等管理支援システム導入及び印刷等作業委託	株式会社日立システムズ	臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の給付事業に特化した電算処理システムの導入及びシステム障害対応業務を委託する。併せて、給付金申請書や支給決定通知書等の印刷・封入業務も委託する。	H26.4.21	可	東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部
3	東村山市臨時福祉給付金事業等支援業務委託	アデコ株式会社	臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関するコールセンター及び受付窓口を開設し、問い合わせへの対応や申請書記載に関する支援、申請書の受付・資格審査・決定書類の作成等を行う業務を委託する。	H26.4.21	可	東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部
4	社会福祉法人指導検査支援業務委託	有限責任監査法人トーマツ (諮問時は未定)	東村山市内でのみ事業展開している社会福祉法人については市が指導検査を行うよう法改正されたため、会計分野の専門知識を持つ法人に、会計管理に関する検査資料の事前分析や聴取すべき事項の助言等を行う検査支援業務を委託する。	H26.4.21	可	地域福祉推進課
5	眼科検診業務委託	公益社団法人東村山市医師会	眼科疾病のうち失明の主たる原因となっている緑内障・糖尿病性網膜症の早期発見及び早期治療を促進するため、眼科検診業務を委託する。	H26.8.4	可	健康課

6	東村山市防災行政無線メール配信業務委託	株式会社アルカディア	防災行政無線で放送した防災関連情報を、希望者・市職員にメール配信する業務を委託する。委託先業者がASP方式で提供する「防災行政無線メール配信システム」を利用するもので、メールアドレス等が保存されるサーバーの管理や障害対応は委託先が行う。	H26.9.3	可	防災安全課
7	結核・精神医療給付費分析等委託	都築電気株式会社	東村山市国民健康保険の一年分の診療報酬明細書等(レセプト)から、結核性疾病・精神病に係る医療給付分を抽出し、国の特別調整交付金の申請対象となるか否かを仕分けする業務を委託する。	H27.1.7	可	保険年金課
8	東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託	中高年事業団やまて企業組合	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するための包括的支援として、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、学習支援事業を委託により開始する。これら事業の円滑実施に向け、事業の施行準備業務を委託する。	H27.1.21	可	生活福祉課
9	共通番号制度施行に伴う中間サーバー・プラットフォームASPサービスの利用	地方公共団体情報システム機構	共通番号制度において、平成29年7月から国や他の地方公共団体等との情報連携(個人情報の照会・提供)が予定されている。情報連携は電子計算機から電気通信回線を通じて行うことが定められており、そのための電子計算機が「中間サーバー」である。中間サーバーの構築維持、ソフトウェアの導入及び保守管理等は、地方公共団体情報システム機構がASPサービスとして提供するものを利用する。	H27.1.21	可	情報政策課

10	共通番号制度施行に伴う団体内総合宛名システムの導入及び保守管理業務委託	株式会社日立システムズ 公共・社会営業統括本部第三営業本部	「中間サーバー」で情報を保有するにあたり、自治体内の各システムで個人を識別するために利用している番号を統合・管理し、自治体内で個人を一意に特定できる団体内統合宛名番号を付番するほか、宛名番号と個人番号と紐付けできる機能等を持つ「団体内統合宛名システム」が必要になる。当該システムの導入及び関連システムの連携作業、保守管理業務を委託する。	H27.1.21	可	情報政策課
11	生活保護受給者等資産調査業務委託	中高年事業団やまて企業組合	生活保護の決定時等に行う要保護者の収入・資産についての金融機関・生命保険会社への調査及び年金事務所への年金受給権の調査業務を委託する。併せて、調査対象者が交通事故などの第三者行為によって医療扶助等を受けることになった場合に、第三者に対して損害賠償の求償事務を行うための支援業務も委託する。	H27.2.13	可	生活福祉課
12	東村山市くらし・しごとサポートセンター運営業務委託及び就学援助世帯情報の目的外利用	中高年事業団やまて企業組合	経済的問題、家庭問題など様々な問題を抱えた相談者に対し、その状態に応じた包括的な相談窓口の開設と相談支援・住宅確保給付金の支給業務を委託する。また、貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮者世帯等の中学生に対する学習支援業務も併せて委託する。	H27.3.20	可	生活福祉課
13	東村山市通所型介護予防事業(脳の元気アップ教室)の業務委託	公益社団法人東村山市シルバー人材センター	高齢者が要介護状態になることを予防するために、脳トレ教室の運営、軽体操(運動機能向上プログラム)の提供、懇談コーナーの運営等の業務を委託する。	H27.3.20	可	高齢介護課

14	国保データベースシステム利用に係る個人情報の目的外利用及びシステム運用管理業務委託	東京都国民健康保険団体連合会	国保データベースシステムの運用管理及び障害対応業務を委託する。	H27.3.20	可	保険年金課、 高齢介護課、 健康課
15	本庁舎総合受付案内業務委託	大成株式会社	本庁舎1階の総合受付と1階ロビーにおける案内業務を委託する。	H27.3.20	可	総務課

4 個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

決定内容の内訳													
月	請求者数 (年間実人数 の累計)	請求数 (注1)	請求件数 (注2)	開示	部分開示	非開示 (注3)	個人情報の 不存在	存否応答 拒否	開示請求の 却下 (注4)	訂正・消去・ 中止の承諾	訂正・消 去・ 中止の拒 否	検討中 (注5)	取下げ
4月	4	4	4	1			3						
5月	9	5	5	1	2		2						
6月	11	2	2	2									
7月	14	3	3	1	1								1
8月	17	3	3	2	1								
9月	19	3	3	2	1								
10月	21	3	3	2			1						
11月	23	2	2	2									
12月	24	2	2	2									
1月	27	3	3	2			1						
2月	30	3	3		1		1						1
3月	34	4	4	3	1								
合計	-	37	37	20	7	0	8	0	0	0	0	0	2
比率(%)	-	-	100.0%	54.1%	18.9%	0.0%	21.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%

(注1) ()内は、訂正・消去・中止請求件数の内書き。

(注2) 請求書1枚で複数の課に対して個人情報開示等の請求ができるため、請求数と異なる場合があります。

(注3) 請求のあった個人情報は存在するが、条例第11条の2各号に該当し非開示としたもの。

(注4) 請求者の要件を満たしていないことにより請求却下としたもの。

(注5) 月末時点において開示決定期間未到達、未決定あるいは請求者と連絡が取れないもの。

5 個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)	
議会	議会議務局			
市長	会計課			
	秘書課			
	経営政策部	施設再生推進課		
		企画政策課		
		行政経営課		
		都市マーケティング課		
		広報広聴課		
		財政課		
		情報政策課		
	総務部	総務課		
		人事課	1	2.7%
		管財課		
		営繕課		
		契約課		
		法務課		
	市民部	市民課	15	40.5%
		市民協働課		
		市民相談・交流課	1	2.7%
		課税課	1	2.7%
		納税課	2	5.4%
		産業振興課		
	環境安全部	地域安全課		
		環境・住宅課		
		防災安全課		
	健康福祉部	地域福祉推進課		
		生活福祉課	3	8.1%
		高齢介護課	6	16.2%
障害支援課		4	10.8%	
健康課				
保険年金課		4	10.8%	

実施機関	所管名	件数	比率(%)		
市長	子ども家庭部	子ども総務課			
		子育て支援課			
		子ども育成課			
		児童課			
	資源循環部	管理課			
		ごみ減量推進課			
		施設課			
	まちづくり部	都市計画課			
		用地課			
		市街地整備課			
		みどり公園課			
		道路管理課			
		下水道課			
		まちづくり推進課			
		公共交通課			
	教育委員会	教育部	庶務課		
			学務課		
指導室					
(学校)			小学校		
			中学校		
教育支援課					
社会教育課					
市民スポーツ課					
国体推進室					
図書館					
公民館					
ふるさと歴史館					
選挙管理委員会			選挙管理委員会事務局		
農業委員会	農業委員会事務局				
監査委員	監査委員事務局				
固定資産評価審査委員会					
合 計		37	100%		

比率の合計欄は小数点以下を四捨五入

6 個人情報の開示・訂正等請求の状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
1	H26.4.2	請求者の母のH26年2月分のレセプト(入院分)	H26.4.21	開示	写しの交付	請求者の母の入院に関するレセプト(H26年2月診療分)		生活福祉課	委任状による任意代理人(子)からの請求 2月分のレセプトは4月上旬に生活福祉課に届く。その後、入院先の病院に開示についての意見照会をするため、H26.4.25まで決定期間を延長
2	H26.4.2	請求者の住民票の写しを請求者以外の者に交付した記録(H26.3.31からさかのぼって市に保管してある期間すべて)	H26.4.4	非開示(個人情報の不存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に住民票の写しの交付なし)	市民課	
3	H26.4.7	請求者の印鑑登録証明書を請求者以外の者に交付した記録(H26.2.18～H26.4.7の期間)	H26.4.11	非開示(個人情報の不存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の交付なし)	市民課	
4	H26.4.21	請求者の戸籍謄本・抄本の写しを請求者以外の者に交付した記録(H23.8.1～H24.1.31の期間)	H26.4.22	非開示(個人情報の不存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に戸籍謄本・抄本の交付なし)	市民課	

No	請求 年月日	請求内容	決定 年月日	決定内容	実施 方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした 部分と理由	所管課	備 考
5	H26.5.1	請求者の住民票の写しを 請求者以外の者に交付し た記録 (H26.2.1～H26.3.31の期 間)	H26.5.7	部分開 示	写しの 交付	住民票の写し等の交付申請 書(H26.3.7付)	「住民票のつかいみち、窓 口に来た方の住所・氏名」 は条例第11条の2第2号「開 示請求者以外の個人に関 する情報」に該当し非開示	市民課	
6	H26.5.1	請求者の母の介護保険に 関する書類(要支援・要介 護度のわかるもの。最初の 認定を受けてから亡くなる までの間の全て)	H26.5.9	開示	写しの 交付	請求者の母に係る介護保険 要介護認定・要支援認定等 結果及び認定期間 (H26.5.1付で介護保険シス テムに保存されている記録を 一覧にしたもの)		高齢介護 課	遺族(子)による請 求
7	H26.5.16	請求者の戸籍謄本を請求 者以外の者に交付した記 録 (H26.4.1～H26.5.10の期 間)	H26.5.20	非開示 (個人情 報の不存 在)			該当記録が存在しないた め(請求期間内に戸籍謄本 の交付なし)	市民課	
8	H26.5.22	請求者の住民票の写しを 請求者以外の者に交付し た記録 (H25.12.1～H26.5.20の期 間)	H26.5.26	非開示 (個人情 報の不存 在)			該当記録が存在しないた め(請求期間内に住民票の 写しの交付なし)	市民課	

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
9	H26.5.27	請求者の子の戸籍謄本、戸籍の附票、住民票の写しを交付した記録(市に保管してある期間すべて)	H26.6.2	部分開示	写しの交付	請求者及び子の戸籍謄本、戸籍の附票の交付記録 ア、H23.8.5付23中健援管第1327号「戸籍謄本及び住民基本台帳法による附票の写しの発行について(依頼)」 イ、H23.8.10付の除籍謄本交付手数料の領収書 ウ、H23年度郵送受付簿(郵送による戸籍謄本等交付請求の受付簿)	アの文書について「調査事項欄に記載された請求者と子以外の氏名」は条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示 ウの文書について「事件本人欄、請求者欄に記載された請求者と子以外の氏名」は条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示 「H23年3月以前の戸籍謄本、戸籍の附票の交付記録」は、保存年限3年が経過し廃棄済みのため不存在	市民課	法定代理人(親権者)による請求 部分開示1件として計上
			H26.6.2	非開示(個人情報の不存在)			「H25年4月～H26年5月の請求者と子の住民票交付記録」は請求に係る住民票申請書が存在しないため(請求期間内に住民票の写しの交付なし) 「H25年3月以前の住民票の写しを交付した記録」は保存期限1年が経過し廃棄済みのため不存在	市民課	

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
10	H26.6.13	請求者の愛の手帳の判定書	H26.6.17	開示	写しの交付	ア、判定書(愛の手帳交付用)(0歳～6歳就学前) 61福小相第12-21号 S62.2.10付 東京都小平児童相談所長通知 イ、判定書(愛の手帳交付用)(6歳～17歳児童) 3福小相第12-2号 H3.4.25付 東京都小平児童相談所長通知 ウ、判定書(愛の手帳交付用)(18歳以上成人) 第29号H13.4.10付 東京都心身障害者福祉センター所長土田富穂通知		障害支援課	請求者と両親で来庁。請求者本人は障害により記入が困難なため、父親が請求書を代筆
11	H26.6.16	株式会社 着物買取業者に対する貴金属のクリーニングオフの件でH25.6.10以降に請求者が消費生活相談に電話をした日時、回数、電話相談の内容のわかるもの	H26.6.19	開示	写しの交付	H25.6.10付「消費生活相談情報」 H26.5.14付「消費生活相談情報」		市民相談・交流課	
12	H26.7.18	請求者のH25年度分の給与支払報告書	H26.7.28	開示	閲覧	請求者の給与支払報告書 ア、H25年分「渡辺乳業株式会社」 イ、H25年分「日本総合サービス株式会社」		課税課	

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
13	H26.7.25	請求者の住民票の写しを請求者以外の者に交付した記録 (H26.5.1～H26.7.25の期間)						市民課	H26.10.9に請求者から請求を取下げるとの申出があったため取下げ。
14	H26.7.30	医療機関から送られてきたレセプトとその他すべてのもの (H22.8.1～H26.7.30の期間)	H26.8.25	部分開示	写しの交付	ア、診療報酬明細書H22年10月診療分(2病院分) イ、診療報酬明細書H22年11月診療分(2病院分) ウ、診療報酬明細書H22年12月診療分(4病院分) エ、診療報酬明細書H23年1月診療分(4病院分) オ、診療報酬明細書H23年2月診療分(1病院分) カ、診療報酬明細書H23年3月診療分(4病院分)	ア、ウの文書のうち、それぞれ1病院分について「H22年10月、12月分の診療報酬明細書中の傷病名」は、開示することにより当該医療機関の事業運営上の利益その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため、条例第11条の2第3号法人情報に該当し非開示	保険年金課	医療機関へ開示の意見照会が必要のためH26.8.25まで期間延長
15	H26.8.7	請求者の子の身体障害者手帳を申請するために提出した診断書の写し	H26.8.12	開示	写しの交付	請求者の子の身体障害者手帳取得時の「身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障害)」(H26.4.28付)		障害支援課	委任状による任意代理人(父)からの請求

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
16	H26.8.8	の亡夫の要介護認定の申請、要介護認定の有無、更新の有無、認定区分、申請書類等に関する一切の書類	H26.8.14	開示	写しの交付	ア、被保険者の要介護度及び認定期間一覧 イ、介護認定審査会資料、認定調査票、主治医意見書 (H22.5.6付申請) ウ、介護認定審査会資料、認定調査票、主治医意見書 (H23.11.2付申請) エ、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書 (H22.6.16、H23.12.13付)		高齢介護課	委任状による任意代理人(弁護士)からの請求
17	H26.8.20	請求者の住民移動届(転出届)を交付した記録	H26.8.22	部分開示	写しの交付	請求者の住民異動届(転出届)の写し	「届出人の氏名、届出人と異動者(転出者)との関係、届出人の電話番号、備考欄の氏名・続柄」は条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示	市民課	
18	H26.9.1	医療機関から送られてきたレセプトとその他すべてのもの (H26.7.1～H26.8.31の期間)	H26.10.3	開示	写しの交付	診療報酬明細書H26年7月診療分(4病院分)		保険年金課	医療機関へ開示の意見照会が必要なためH26.10.6まで期間延長

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
19	H26.9.4	請求者の亡母の介護給付費、介護認定がわかるもの(H21.4.1～H26.9.16の期間)	H26.9.16	開示	写しの交付	請求者の亡母の介護給付費実績、介護認定結果(H21.4.1～H26.9.16の期間)		高齢介護課	遺族(子)による請求
20	H26.9.10	請求者の母が入所していた施設で怪我をした際に、施設から市に提出された事故報告書	H26.9.24	部分開示	写しの交付	H26.6.24、H26.7.23付「特別養護老人ホームひかり苑提出事故報告書」	「法人が運営する施設の代表者印影」は条例第6条第3号法人情報に該当し非開示	高齢介護課	施設入所契約における入所者の代理人(入所者の子)からの請求
21	H26.10.24	請求者の夫の印鑑登録証明書の写しを請求者以外の者に交付した記録(市に保管されている期間すべて)	H26.11.5	非開示(個人情報の不存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の写しの交付なし)	市民課	委任状による任意代理人(妻)からの請求
22	H26.10.24	請求者の住民票の写しを請求者以外の者に交付した記録(H26.8.1～H26.10.24の期間)	H26.10.29	開示	閲覧	住民票の写し等の交付申請書(H26.8.1付、H26.8.7付)		市民課	
23	H26.10.31	医療機関から送られてきたレセプトとその他すべてのもの(H26.8.1～H26.9.30の期間)	H26.12.11	開示	写しの交付	ア、診療報酬明細書H26年8月診療分(13病院分) イ、診療報酬明細書H26年9月診療分(8病院分)		保険年金課	医療機関へ開示の意見照会が必要なためH26.12.12まで期間延長
24	H26.11.19	H17年度請求者の固定資産税の初回納付日	H26.11.27	開示	閲覧	請求者本人のH17年度固定資産税・都市計画税の初回納付日がわかるもの(収納一覧表)		納税課	

No	請求 年月日	請求内容	決定 年月日	決定内容	実施 方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした 部分と理由	所管課	備 考
25	H26.11.27	請求者の母が入所していた施設で怪我をした際に、施設から市に提出された事故報告書(H26年9月中の事故)	H26.12.9	開示	写しの交付	H26.9.24付「介護老人保健施設グリーン・ボイスより提出された事故報告書」		高齢介護課	施設入所契約における入所者の代理人(入所者の子)からの請求
26	H26.12.16	医療機関から送られてきたレセプトとその他すべてのもの(H26.10.1～H26.11.30の期間)	H27.2.13	開示	写しの交付	ア、診療報酬明細書H26年10月診療分(8病院分) イ、診療報酬明細書H26年11月診療分(8病院分)		保険年金課	医療機関へ開示の意見照会が必要なためH27.2.13まで期間延長
27	H26.12.17	請求者の住民票の写しを請求者以外の者に交付した記録(H26.9.1～H26.12.17の期間)	H26.12.25	開示	閲覧	住民票の写し等の交付申請書(H26.10.22付)、委任状、代表者事項証明書		市民課	
28	H27.1.6	H21年頃に作成された多摩青葉病院の診断書	H27.1.8	開示	写しの交付	H21.10.28付「多摩あおば病院作成の診断書」		生活福祉課	委任状による任意代理人(弁護士)からの請求
29	H27.1.14	国民健康保険税のH23年1月～H26年12月までに納付した明細一覧表(収納明細書)	H27.1.23	開示	写しの交付	請求者のH23年1月からH26年12月までに納付した国民健康保険税の一覧表(収納明細)		納税課	
30	H27.1.19	請求者の印鑑登録証明書の写しを請求者以外の者に交付した記録(H27.1.1～H27.1.19の期間)	H27.1.21	非開示 (個人情報 の不在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の写しの交付なし)	市民課	

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
31	H27.2.20	請求者の叔母の介護保険認定調査票の写し						高齢介護課	H26.2.20に請求者から請求を取下げるとの申出があったため取下げ。
32	H27.2.24	請求者の印鑑登録申請書類及び印鑑登録証明書の写しを請求者以外の者に交付した記録(H26.4.1～H27.2.20の期間)	H27.2.26	部分開示	写しの交付	ア、印鑑登録申請書(H26.5.16付)、代理人選任届、印鑑登録照会書 イ、印鑑登録証明書交付申請書(H27.1.5付)	アの文書について「印鑑登録申請書中、本人確認事項欄に記載された運転免許証の記号番号及び発行年月日」、「印鑑登録照会書中、委任状欄にある運転免許証の番号」は条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示	市民課	
33	H27.2.27	請求者の住民票及び戸籍謄本の写しを請求者以外の者に交付した記録(市に保存してある期間すべて)	H27.3.3	非開示(個人情報の不存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に住民票及び戸籍謄本の写しの交付なし)	市民課	

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
34	H27.3.2	請求者の孫の愛の手帳の判定書	H27.3.11	開示	写しの交付	請求者の孫であるの判定書(愛の手帳交付用)(6歳～17歳就学前) 23小児相第41-22号H24.2.2付東京都小平児童相談所長通知		障害支援課	本人の祖母による請求。本来、本人以外の個人が開示請求をするときは本人記載の委任状が必要だが、本人は障害により委任状を書くことは困難である。そのため、情報公開係職員が本人の法定代理人である母に電話をかけたところ、祖母に開示請求権限を委任したとの確認がとれたため、本請求を受理した。
35	H27.3.5	医療機関から送られてきたレセプト(H25.10.1～H27.3.1の期間)	H27.3.16	開示	写しの交付	ア、診療報酬明細書H25年10月診療分(1病院分) イ、診療報酬明細書H26年11月診療分(1病院分) ウ、診療報酬明細書H25年12月診療分(1病院分) エ、診療報酬明細書H26年2月診療分(1病院分) オ、診療報酬明細書H26年3月診療分(1病院分)		生活福祉課	

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
36	H27.3.9	H27年4月採用分市嘱託採用試験の環境対策業務員区分において請求者と他受験者の点数が比較できる資料、面接採点表、選考会議などの議事録	H27.3.16	部分開示	写しの交付	H27年4月採用分市嘱託採用試験(環境対策業務員区分)における受験者数、請求者の氏名及び総得点	<p>「他受験者の個別の点数」は条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示</p> <p>「面接採点票」は開示することにより面接における評価項目や採点の基準が明らかになり、次年度以降の面接の公正な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第11条の2第6号行政運営情報工に該当し非開示</p> <p>「選考会議などの議事録」について、選考に関する会議は行っているが口頭での意思決定であり、会議録を作成していないため文書不存在</p>	人事課	

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
37	H27.3.12	請求者の子の身体障害者手帳を申請するために提出した診断書の写し	H27.3.17	開示	写しの交付	請求者の子の身体障害者手帳取得時の「身体障害者診断書・意見書(視覚障害)」(H14.5.28付)		障害支援課	本人の母による請求。本来、本人以外の個人が開示請求を行うときは本人記載の委任状が必要だが、本人は視覚障害を患っているため委任状を書くことは困難である。情報公開係職員が本人に電話をかけたところ、祖母に開示請求権限を委任したとの確認がとれたため、本請求を受理した。

個人情報保護運営審議会の状況

個人情報保護制度は、市民と市との間における個人情報の取扱いについてルール化し、市民の基本的な人権を守っていくことを目的としています。そこで、この制度を公正かつ適正に運用し、より発展させていくために、市長の附属機関である「個人情報保護運営審議会」を設置しています。審議会の委員は、市民及び学識経験者の7人で構成されています。

1 個人情報保護運営審議会委員

No.	区分	氏名	職業等	備考
1	学識経験者	うすい まさこ 臼井 雅子	大学教授	H19.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任 会長
2	市民	しまだ せつお 嶋田 節男	元社員、ボランティア	H21.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任
3	学識経験者	すぎもと みさこ 杉本 みさ子	元小学校長	H25.2.16就任
4	学識経験者	たむら はつえ 田村 初恵	元損害保険会社顧問	H23.2.16就任 会長職務代理
5	市民	はにゅう だたかお 羽生田 孝雄	行政書士	H23.2.16就任。公募委員
6	市民	みずこし ひさよし 水越 久吉	社会保険労務士、行政書士	H25.2.16就任。公募委員
7	市民	みとべ みづえ 水戸部 瑞江	民生委員、児童委員	H23.2.16就任

(敬称略・五十音順)

(任期:平成25年2月16日～平成27年2月15日)

No.	区分	氏名	職業等	備考
1	学識経験者	うすい まさこ 臼井 雅子	大学教授	H19.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任 会長
2	市民	きたの ゆうじ 北野 雄二	東村山青年会議所 2015年度理事長	H27.2.16就任
3	市民	しまだ せつお 嶋田 節男	元社員、ボランティア	H21.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任
4	学識経験者	すぎもと みさこ 杉本 みさ子	元小学校長	H25.2.16就任
5	学識経験者	たむら はつえ 田村 初恵	元損害保険会社顧問	H23.2.16就任 会長職務代理
6	市民	はにゅう だたかお 羽生田 孝雄	行政書士	H23.2.16就任。公募委員
7	市民	みずこし ひさよし 水越 久吉	社会保険労務士、行政書士	H25.2.16就任。公募委員

(敬称略・五十音順)

(任期:平成27年2月16日～平成29年2月15日)

2 審議会の開催内容

開催日	審 議 内 容	
第 1 回 H26.4.21	諮問第 1 号	先天性風しん症候群対策業務委託 子育て支援課
	諮問第 2 号	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業に係る 個人情報の収集・目的外利用・外部提供 東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部
	諮問第 3 号	臨時福祉給付金等管理支援システム導入及び印刷等作業 委託 東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部
	諮問第 4 号	東村山市臨時福祉給付金事業等支援業務委託 東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部
	諮問第 5 号	社会福祉法人指導検査支援業務委託 地域福祉推進課
第 2 回 H26.8.4	諮問第 6 号	眼科検診業務委託 健康課
第 3 回 H26.9.3	諮問第 7 号	老人クラブ補助対象会員名簿の住民基本台帳との照合業務 (住民基本台帳情報の目的外利用) 高齢介護課
	諮問第 8 号	東村山市防災行政無線メール配信業務委託 防災安全課
第 4 回 H27.1.7	諮問第 9 号	結核・精神医療給付費分析等委託 保険年金課
第 5 回 H27.1.21	諮問第 10 号	東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託 生活福祉課
	諮問第 11 号	共通番号制度施行に伴う中間サーバー・プラットフォームASP サービスの利用 情報政策課
	諮問第 12 号	共通番号制度施行に伴う団体内総合宛名システムの導入及び 保守管理業務委託 情報政策課
第 6 回 H27.2.13	諮問第 13 号	生活保護受給者等資産調査業務委託 生活福祉課
第 7 回 H27.3.20	諮問第 14 号	東村山市暮らし・しごとサポートセンター運營業務委託及び就学 援助世帯情報の目的外利用 生活福祉課
	諮問第 15 号	東村山市通所型介護予防事業(脳の元気アップ教室)の業務 委託 高齢介護課

	諮問第 16 号	国保データベースシステム利用に係る個人情報の目的外利用 及びシステム運用管理業務委託 保険年金課、高齢介護課、健康課
	諮問第 17 号	本庁舎総合受付案内業務委託 総務課

情報公開・個人情報保護不服審査会の状況

市民による情報公開又は個人情報開示等の請求を、実施機関が非公開、部分公開又は存否応答拒否決定したことに対して、請求者から「不服申立て」がなされたとき、実施機関は原則としてその決定をする前に不服審査会に諮問して答申を得なければなりません。不服審査会は第三者的に適法性を審査する機関です。

現在、弁護士2名・大学教授1名で構成されており、東村山市長から直接委嘱されています。

1 情報公開・個人情報保護不服審査会委員

No	区分	氏名	職業等
1	会長	きのしたけんじ 木下健治	弁護士
2	委員	つじよういち 辻洋一	弁護士
3	委員	こやまひろかず 小山廣和	大学教授

(定数3/任期2年：再任を妨げない。)

2 審査会の内容

回	開催日	内容
1	H27.2.25	・平成25年度東村山市情報公開・個人情報保護制度の運用状況等の報告 ・その他

3 諮問等の状況

種別	異議申立て	新規諮問	年度末時点で審議中	答申
情報公開請求	0件	0件	0件	0件
個人情報開示等請求	0件	0件	0件	0件

「不服申立て」には、上級行政庁に不服を申し立てる「審査請求」と、上級行政庁がない場合に処分を行った当該行政庁に不服を申し立てる「異議申立て」とがあります。情報公開・個人情報開示等請求に対する実施機関の処分について不服申立てする場合は、異議申立てとなります。

4 答申の状況

平成26年度中に出された答申はありません。